

## ながの子育て家庭優待パスポート事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長野県内の子育て家庭を地域全体で支える気運を高めることを目的として、長野県将来世代応援県民会議と市町村が協働し、店舗又は施設（以下「店舗等」という。）の協賛を得て子育て家庭に対する支援等を行うながの子育て家庭優待パスポート事業を実施するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パスポート事業 長野県在住で、対象となる子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。以下同じ。）及びその同居の家族、並びに妊娠中の方及びその同居の家族が、協賛店舗等においてパスポートを提示することにより、特典を受けることができるながの子育て家庭優待パスポート事業をいう。
- (2) プレミアムパスポート事業 長野県在住で、対象となる子が3人以上いる家庭が、協賛店舗等においてパスポートを提示することにより、パスポート事業の特典内容に上乘せした特典を受けることができる多子世帯応援プレミアムパスポート事業をいう。
- (3) 県民会議 長野県将来世代応援県民会議をいう。
- (4) 実施市町村 パスポート事業を実施する市、町又は村をいう。
- (5) パスポートカード 実施市町村において、対象となる家庭に配付されるながの子育て家庭優待パスポートカード、多子世帯応援プレミアムパスポートカードの総称をいい、その意匠は別に定める。
- (6) デジタルパスポート 県民会議が定めるウェブアプリケーションに利用者情報を登録した証として発行するものをいい、その意匠は別に定める。
- (7) パスポート パスポートカード及びデジタルパスポートをいう。
- (8) 協賛店舗等 第1条に掲げる趣旨に賛同し、自らの負担によりパスポートの使用者に任意の特典を提供する店舗又は施設をいう。
- (9) 協賛ステッカー 協賛店舗等が掲示する協賛ステッカーをいい、その意匠は別に定める。
- (10) 協賛ポスター 協賛店舗等が掲示する協賛ポスターをいい、その意匠は別に定める。
- (11) 区分シール 協賛ポスターに貼付する事業を区分するためのシールをいい、その意匠は別に定める。
- (12) 全国共通展開 こども家庭庁が全国の自治体や企業・店舗等と連携し、各種特典や外出サポートを提供する協賛店舗等を拡大させる事業をいう。
- (13) 全国共通ロゴマーク 全国共通展開に協賛する店舗等であることを明示するマークをいい、その意匠は国が定める。
- (14) 特典 協賛店舗等が任意に設定する割引、ポイント加算、プレゼントの進呈などのサービスをいう。
- (15) フレンドリーメニュー 粉ミルクのお湯、オムツ替えスペース、トイレのベビーキープ、授乳スペース、キッズスペースの提供及びベビーカー入店可能など、乳幼児連れの外出をサポートするサービスをいう。

### (実施主体の役割)

第3条 県民会議及び実施市町村は、協働してパスポート事業及びプレミアムパスポート事業（以下「パ

スポーツ事業等」という。)を行うものとする。

2 県民会議は、事業の趣旨を市町村、県民及び店舗等に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。

- (1) パスポート、協賛ステッカー、協賛ポスター及び区分シールの意匠等の仕様を作成すること。
- (2) デジタルパスポートの運用に関すること。
- (3) ホームページ等を通じて、パスポート事業等についての情報提供を行うこと。
- (4) 全県的に店舗を有する事業者などに対し、パスポート事業等への協賛を依頼すること。
- (5) 全国共通展開について、対象となる家庭が特典を受けることができる機会を増大させるとともに、子育て家庭を地域社会で応援する気運を一層高めるため、パスポート事業等と同様の事業を行う全国の自治体との間で相互連携を図るものとする。
- (6) その他パスポート事業等を推進するために必要なことを行うこと。

3 実施市町村は、事業の趣旨を当該実施市町村内の住民及び店舗等に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 当該市町村内の店舗等に対し、パスポート事業等への協賛を依頼すること。
- (2) 仕様に基づいてパスポートカード、協賛ステッカー、協賛ポスター及び区分シールを必要な部数印刷すること。
- (3) 当該市町村内に住む対象となる家庭に対して、パスポートカードを各2枚配付すること。
- (4) 当該市町村内の協賛店舗等に協賛ステッカー、協賛ポスター及び区分シールを配付すること。
- (5) 当該市町村内の協賛店舗等の名称及び特典について、当該市町村内での周知に努めること。
- (6) その他パスポート事業等を推進するために必要なことを行うこと。

(パスポートの有効期限)

第4条 パスポートの有効期限は、別に定める。なお、別に定める期限の前に対象となる子がいなくなったときは、その日までとする。

(パスポートの使用)

第5条 パスポートの使用者は、次に掲げることに留意するものとする。

- (1) パスポートカードの配付を受けた者は、パスポートカード裏面の所定の位置に居住する市町村名、当該子どもの氏名及び生年月日（妊婦の場合は出産予定日）を記載すること。
- (2) パスポートは、対象となる子及びその同居の家族、並びに妊娠中の方及びその同居の家族のみ使用できるものとし、第三者に譲渡、貸与並びに転売してはならない。また、複製してはならない。
- (3) パスポート事業においては、記載したすべての子どもの年齢が18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したときは、パスポートカードを使用してはならないこと。
- (4) プレミアムパスポート事業においては、記載した子どもの年齢が18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したことにより、当該家庭の対象となる子どもの数が3人未満となったときは、パスポートカードを使用してはならないこと。
- (5) パスポートの不正使用があった場合は、実施市町村又は県民会議はパスポートの不正使用をした者に対して、パスポートカードの返却を求めること又はデジタルパスポートの利用登録を取り消すことができる。

(協賛の手続き等)

第6条 パスポート事業等に協賛しようとする店舗等を営む者は、店舗等ごとに様式第1号による協賛申

込書により、店舗等が所在する市町村又は県民会議に協賛を申し込むものとする。

- 2 パスポート事業等に協賛しようとする店舗等は、特典を任意に設定することができる。なお、プレミアムパスポート事業においては、パスポート事業の特典を設定した上で、それに上乘せした特典を設定しなければならない。
- 3 実施市町村は、第1項の規定による申込みを受けたときは、記載内容を精査の上、所定の様式により県民会議に報告するものとする。
- 4 県民会議は、前項の規定による報告及び第1項により事業者から協賛申込みを受けた内容を取りまとめ、ホームページ等により周知するものとする。
- 5 協賛店舗等を営む者は、第1項の協賛申込書の内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、原則として変更又は廃止しようとする日の2週間前までに、様式第2号による変更・廃止届により協賛申込みを行った市町村又は県民会議に届け出るものとする。
- 6 実施市町村及び県民会議は、前項の規定による届出を受けたときは、第3項及び第4項の規定を準用する。
- 7 第1項及び第5項の規定にかかわらず、店舗等を営む者が、電子申請システムにより協賛の申込み、協賛申込書の内容の変更又は協賛の廃止を行おうとする場合は、別に定める様式により県民会議に届け出るものとする。
- 8 県民会議は、協賛店舗等の営業の実態が確認できないときは、協賛を廃止することができる。
- 9 協賛店舗等は、協賛ステッカー、協賛ポスター及び区分シールの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。
  - (1) 提供する特典の内容を協賛ステッカー及び協賛ポスターの所定の位置に記載し、パスポートの使用者が見やすい位置に掲示すること。なお、協賛ステッカー及び協賛ポスターを掲示できない特段の事情がある場合は、この限りでない。
  - (2) プレミアムパスポート事業に協賛する店舗等においては、協賛ポスターにプレミアムパスポート事業の区分シールを貼付すること。また、全国共通展開に協賛する店舗等においては、協賛ポスターに全国共通展開の区分シールを貼付すること。
  - (3) 特典を変更するときは、変更日以後、速やかに協賛ステッカー及び協賛ポスターの記載を変更すること。
  - (4) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカー及び協賛ポスターを掲示してはならないこと。
  - (5) 広告規制を受ける医療提供施設等においては、看板や入口の外側等、一般の利用者が誘引される場所に協賛ポスター及び協賛ステッカーを掲示してはならないこと。

#### (協賛店舗等の範囲)

第7条 協賛店舗等は原則として長野県内に所在する店舗等に限る。ただし、近県等に所在する店舗等で、長野県内の子育て家庭を地域全体で支える気運を高めるための特典を設定でき、かつ、長野県民の利用頻度が高いと想定される店舗等はこの限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛店舗等として登録することができない。
  - (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗等
  - (2) 暴力団の関連する店舗等
  - (3) その他本事業の趣旨にそぐわないと認める店舗等

(保証の否認及び免責)

第8条 ホームページ等における特典情報等の掲載は、各協賛店舗等の協力により提供するものであり、県民会議は掲載された情報の完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではない。

2 県民会議及び実施市町村は、パスポートの使用者と協賛店舗等との間の実際の取引等には一切関与しない。本事業に関連してパスポートの使用者及び協賛店舗等に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県民会議及び実施市町村はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。

3 第1項及び第2項に規定するもののほか、本事業に関連してパスポートの使用者と協賛店舗等、その他第三者との間で生じたトラブルに関し、県民会議及び実施市町村の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県民会議及び実施市町村は一切免責されるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月7日から施行する。